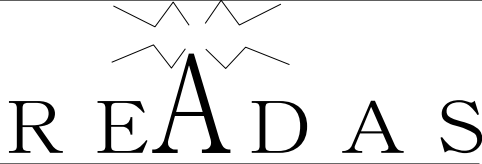


第 6503 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 19日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 会社で購入する高額な外車

Q : 会社で高額な外車を購入しようと思えます。税務上否認されますでしょうか？

A : 事業の用に供しているかどうかのポイントです。

【解説】

会社は、利益を追求する集合体ですから、会社を取得する資産はその会社の事業の用に供するものでなければなりません。

逆に言えば、事業の用に供するものである限り、その価額が高額だからといって否認されるということはないということです。ただ、その取得した資産を事業の用に供さず、社長の私用のためだけに使用したり、社長の個人的趣味で購入するというような場合は、税務上問題になります。

つまり、税務上問題になるかどうかは、その資産が事業の用に供されるために購入されたものなのか、それとも社長の個人的な目的で購入されたものなのかによって判断されるということです。

したがって、税務調査でトラブルにならないためには、その資産の購入目的や事業の用に供している事実を明確にしておかなければなりません。会社がその高額な外車を必要とする合理的な理由もなく、社長の単なる趣味で購入したと認められるような場合や、社長が休日にドライブするために利用しているという実態にあると認められるような場合には、社長に対する給与(賞与)として認定されることになり、損金の額に算入されないこととなりますので注意してください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

